

令和6年
6月から

入院時の食事代の自己負担額が変わりました

入院して食事の提供を受けた場合、入院時の食事代から自己負担額を控除した額を支給しますが、令和6年6月1日より自己負担額が以下のとおり変更となりました。

令和6年5月31日までの 自己負担額	令和6年6月1日以降の 自己負担額
一食につき 460円	一食につき 490円



上記記事に関するお問い合わせは

保健課

☎028-615-7816